

利用者負担額等について

平成27年1月20日
津市健康福祉部 子育て推進課

みんなが、子育てしやすい国へ。



すくすく
ジャパン!

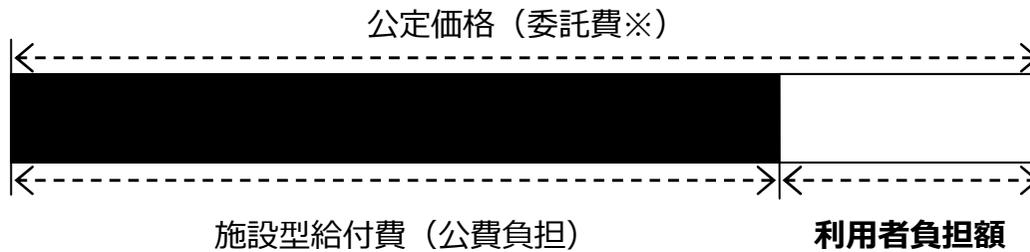


子ども・子育て支援新制度の施行に係る保育所等の利用者負担額等について

1 背景

平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度のもとに、子どものための教育・保育給付が提供されるに当たり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から教育・保育を受けた場合に保護者が支払う利用者負担額については、子ども・子育て支援法及び津市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例に基づき、政令で定める額を限度として市町村が定めることとされています。

公定価格と利用者負担額のイメージ



※私立保育所の場合、市は利用者負担額を保護者から徴収し、委託費を施設に支払う。

2 対応内容

(1) 利用者負担額

平成27年1月15日付け内閣府、文部科学省及び厚生労働省からの通知を踏まえ、子ども・子育て支援法等に基づいて支給認定した保護者の子どもが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から保育を受けた場合に、当該保

護者が施設及び事業者に支払う利用者負担額を定めます。

- ① 子どもが属する世帯の階層区分に係る基準を市町村民税額及び所得税額によるものから市町村民税額によるものに変更します。
- ② 世帯の収入の増減に伴う所得階層区分の変更による負担額の変動幅を小さくするため現行の11階層（12区分）を19階層（25区分）に細分化します。
- ③ 2号認定子ども（満3歳児以上の保育認定子ども）及び3号認定子ども（満3歳児未満の保育認定子ども）の区分に応じて利用者負担額を設定します。また、それぞれの区分ごとに、保育標準時間（最大11時間の保育）認定又は保育短時間（最大8時間の保育）認定の区分に応じた利用者負担額を設定します。
- ④ 市町村民税非課税及び市町村民税所得割課税額48,600円未満の階層区分に該当するひとり親世帯等について、利用者負担額を軽減します。
- ⑤ 子どもの父又は母が婚姻によらないで父又は母となった場合にも、地方税法の寡夫又は寡婦の規定を準用して算出した市町村民税額により利用者負担額を軽減します。

(2) 延長保育利用料

保育標準時間内において、設定された保育短時間の枠を超えて保育が必要な場合の延長保育について利用料を定めます。

3 今後の対応について

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費等の算定等に関する規則を定める予定です。